平成２２年（フ）第３３０号
札幌市白石区川北３条１丁目９番20号
債務者　有限会社北斗電気
代表者取締役　海老名　正
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　難波　徹基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月８日午後３時
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第６１７号
愛知県稲沢市清水八神町145番地　市営住宅西島団地（２）24―167
債務者　小林　秀芳
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝倉　寿宜
4　破産債権の届出期間　平成22年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月７日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２９５号
名古屋市名東区藤が丘176番地　藤栄ビルディング306号
債務者　山口　智
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　智洋
4　破産債権の届出期間　平成22年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月18日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５６８号
奈良市朱雀４丁目８番地の７
債務者　太田　直治
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　歌織
4　破産債権の届出期間　平成22年４月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７号
福井市順化２丁目９番10号
債務者　牧田　總治
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　淳
4　破産債権の届出期間　平成22年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
名古屋市守山区新守町254番地
債務者　上田　敏一
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　満宏
4　破産債権の届出期間　平成22年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月25日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７２号
名古屋市守山区新守町254番地
債務者　上田　洋子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　満宏
4　破産債権の届出期間　平成22年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月25日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４号
千葉県香取市仁良1194番地１
債務者　宇都木敏弘
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　並木　　優
4　破産債権の届出期間　平成22年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月20日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２１年（フ）第１９２３号
広島市西区草津新町２丁目11番８号小西アパート
債務者　小笠原文男
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑田　博正
4　破産債権の届出期間　平成22年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月19日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６４号
神戸市灘区国玉通３丁目２番７号
債務者　篠原　　隆
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　陽子
4　破産債権の届出期間　平成22年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月12日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９４号
神戸市兵庫区入江通２丁目１番12号
債務者　河越　　昇
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　正治
4　破産債権の届出期間　平成22年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月11日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８号
鳥取県鳥取市佐治町加茂730番地
債務者　村上　　忍
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　光寿
4　破産債権の届出期間　平成22年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９号
広島県呉市音戸町坪井２丁目10番13号
債務者　野中　隆則
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島崎　正幸
4　破産債権の届出期間　平成22年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月19日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
広島地方裁判所呉支部